

議案第 30 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 20 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の表の次に次の 1 表を加える。

6 第 3 種自転車等駐車場及び第 5 種自転車等駐車場に該当する自転車等駐
車場

名 称	位 置
八幡第 10 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 1, 6 7 3 番 1 6

附 則

この条例は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

理 由

J R 本八幡駅周辺の良好な環境を確保するとともに、自転車の利用者の利便を図るため、八幡第 1 0 駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。